

宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、活力ある産業の集積、ものづくり産業等の強靱化及び新たな産学連携・産産連携によるイノベーションの創出を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に宮城県内への本社機能の移転・分散（以下「移転等」という。）を検討する県外事業者等に対し、県内への移転等に係る短期的な事前調査及び県内における短期ビジネス・プロジェクト経費について、予算の範囲内において宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「本社機能」とは、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。

(1) 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

- イ 調査及び企画部門
- ロ 情報処理部門
- ハ 研究開発部門
- ニ 国際事業部門
- ホ その他管理業務部門

(2) 研究所

(3) 研修所

2 この要綱において、「県内事業者等」とは、県内に事業所を有する法人のうち、別表1に掲げる業種に属する事業を主とする事業として営む者をいう。

3 この要綱において、「県外事業者等」とは、県内に事業所を有しない法人及び個人をいう。

4 この要綱において、「大学等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学
- (2) 高等専門学校
- (3) 国立試験研究機関又は公立試験研究機関
- (4) 研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人及び公益法人

5 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規程する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本社機能移転等検討型 新型コロナウイルス感染症拡大を契機に宮城県外から宮城県内に本社機能の移転等を検討している県外事業者等で、次に掲げる要件を全て満たす者。

イ 別表1に掲げる業種に属する事業を主とする事業として営む者

ロ 宮城県内のコワーキングスペース、シェアオフィス、賃貸オフィス等を連続する30日ごとに5日以上使用すること。又は、宮城ワーケーション協議会の会員企業（宿泊業者、旅行代理店等）を通じて宿泊施設等を連続する30日ごとに5日以上使用すること。

(2) 共同開発プロジェクト型 新型コロナウイルス感染症拡大を契機に産学連携又は産産連携により研究開発に取り組む県外事業者等で、前号ロ及び次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

イ 産学連携 大学等と連携して研究開発に取り組む県外事業者等（別表1に掲げる業種に属する事業を主とする事業として営む者に限る）

ロ 産産連携 県内事業者等と連携して研究開発に取り組む県外事業者等

（補助対象経費及び補助率等）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表2に掲げるもののうち知事が必要かつ適正と認めるものとし、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、次のとおりとする。

(1) 補助率 3分の2以内（創業5年以内の中小企業者は4分の3以内）。ただし、別表2の宿泊費は2分の1以内

(2) 補助限度額 100万円。ただし、1事業者につき1人あたりの限度額は30万円、宿泊費の1泊あたりの限度額は5千円

(3) 補助対象期間 事業の開始日から起算して90日以内

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、事業の開始日から起算して30日を経過した日又は事業の開始日が属する県の会計年度の2月28日のいずれか早い日までとする。

（交付の決定）

第6条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあっては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) その他知事が必要と認める条件

（実施状況の確認）

第8条 知事は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日

までとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(提出部数)

第11条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者が第6条に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第2条関係）

1 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する次の業種

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業

2 その他知事が特に認める業種

別表2（第4条関係）

経費区分	内 容
オフィス等施設費	県内のコワーキングスペース，シェアオフィス，賃貸オフィス等の賃貸

	借及び宿泊施設等の使用に要する経費
情報通信費	インターネット等の通信回線の使用に要する経費
設備等リース費	パソコン, プリンター等のリースに要する経費
宿泊費	県内の宿泊施設の使用に要する経費